

公益財団法人ソーシャルサービス協会

リスク管理規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人ソーシャルサービス協会（以下「財団」という）におけるリスク管理に関して基本的な事項を定め、リスク発生の防止と適切な対応により損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、財団の理事、監事、協会職務権限および事務処理規程の適用を受ける職員（以下「役職員」という）に適用されるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「リスク」とは、財団に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせる全ての可能性を指すものとし、具体的に次に掲げるものをいう。

- (1) 財政に関するリスク
- (2) 法令等の遵守に関するリスク
- (3) 労務に関するリスク
- (4) 業務に関するリスク
- (5) 災害等に関するリスク
- (6) 情報システムに関するリスク
- (7) その他 前各号に準じるリスク

(役職員の責務)

第4条 役職員は、その職務の遂行にあたり、リスク管理に努めなければならない。

2 役職員は、リスクが発生した場合（リスクの発生が回避できない場合を含む。以下同じ）には、次条第2項に規定するリスク管理者に速やかに報告しなければならない。

(リスク管理体制)

第5条 理事長は、リスク管理責任者として、財団のリスク管理を総括する。

2 各事業所の所長は、当該事業所におけるリスク管理者として、各事業所におけるリスク管理を総括する。

(リスク管理委員会の設置)

第6条 財団におけるリスク対策を行うため、リスク管理委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(委員会の構成)

第7条 委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 常務理事
- (3) 監事
- (4) 各事業所長

2 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

4 委員長に事故あるときは、常務理事がその職務を代理する。

5 委員会に関する事務は、協会本部が行う。

(委員会の任務)

第8条 委員会は、次の事項について検討及び審議を行い、その結果を理事会に報告する。

- (1) 予見されるリスクの洗い出し、評価、防止策、発生時の対策
- (2) 前項防止策の推進状況
- (3) リスクが発生した場合であって、業務運営への影響等が大きいと認められるものの原因究明及び再発防止に関する事項
- (4) その他委員会が必要と認めた事項

(委員会の運営)

第9条 委員会は毎年度定期的に1回開催するものとし、その他必要に応じて委員長が招集する。

(危機管理対策本部の設置)

第10条 理事長は、火災等の重大な災害の発生が認められる場合には、これに対する迅速かつ的確な対応を行うため、危機管理対策本部（以下「対策本部」という）を設置する。

(対策本部の構成等)

第11条 対策本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は、理事長とする。
- (2) 副本部長は、常務理事とする。
- (3) 協会本部職員及び各事業所長を1号配備要員とする。
- (4) 前号に加え、各事業所職員を2号配備要員とする。

2 その他重大な災害への対策は、別に理事長が「防災行動計画」により定める。

(公表)

第12条 この規程はセンターホームページにより公表する。

(改正)

第13 条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

(雑則)

第14 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 この規程は平成26年7月1日より施行する。